

国の有識者会議と県の専門部会との関係

1 国の有識者会議の設置目的

国土交通省による J R 東海への指導

これまで県と J R 東海で行われてきた議論等を検証し、その結果を踏まえ、J R 東海の工事に対して具体的な助言、指導等を行っていく。

2 県の専門部会との関係

- ・ J R 東海が、科学的・工学的な根拠に基づき、わかりやすく環境影響を説明できるよう、有識者会議の助言、提言を得て、国が J R 東海を指導（県は、会議のオブザーバーであり、結論に対し、意見を言うことは認められていない）。
- ・ 県は有識者会議及び国の指導により、J R 東海が作成したわかりやすい資料の説明を J R 東海から受け、専門部会において環境影響について J R 東海と対話する。
- ・ 県は、国に「引き続き対話を要する事項 47 項目」について、評価を要請。

今後、有識者会議において、生物多様性についても議論がされ、それに基づき、J R 東海が作成した資料により、47 項目について対話を進める。

